

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
守谷市	大井沢地区(板戸井, 大木, 立沢, 大山新田)	平成25年10月25日	令和3年11月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	329.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	178.2ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	131.6ha
i うち後継者未定または不明の農業者の耕作面積の合計	74.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	51.4ha
(備考) 上記の面積については、令和元年9月～令和2年1月のアンケート結果を集計したものです。	

2 対象地区の課題

<p>現在担い手はいるが、高齢化のため10年後に地域内の農家は1・2軒になってしまうのではないかと危惧している。</p> <p>若い人や定年退職者を新規就農者として受け入れ、地域の活性化を図る。また入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していくことが必要。</p> <p>畑は高齢化等から耕作せずに保全管理している農地が増加し、後継者がいないことから遊休農地が増加する懸念がある。新たな中心経営体を育てていく必要がある。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(水田) 担い手に集積・集約化する。
(水田) 担い手の分散錯圃を解消する。
(畑作) 農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約を推進していく。
中心経営体が高齢化や病気等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用して、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えをすすめることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	認農:25人		148.1 ha		199.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

土地を貸す場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(水田)
 農地が面的になるように貸し借りを推進する。

(畑作)
 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。